

青森県報

号外第六十三号

平成二十年
六月二十五日
(水曜日)

目 次

条 例

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する 条例の一部を改正する条例……………	(人 事 課) …… 二
職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の懲戒の手 続及び効果に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) …… 三
職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例 青森県県税条例の一部を改正する条例……………	(同) …… 三
青森県温泉掘削許可申請手数料等徴収条例の一部を改正す る条例……………	(税 務 課) …… 四
青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正す る条例……………	(自然保護課) …… 一〇
青森県国営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正す る条例……………	(農村整備課) …… 三
青森県農用地整備事業特別徴収金徴収条例の一部を改正す る条例……………	(同) …… 三
青森県農用地整備事業特別徴収金徴収条例の一部を改正す る条例……………	(同) …… 三

条
例

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十八号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成十一年十二月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

「 内閣府、財務省、

第二十一条第二十七号中 平成十九年厚生労働省、農林水産省、令第一号）第四百四十三条第二項を

経済産業省、国土交通省

「 内閣府、財務省、厚生労働省、

平成二十年農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号）第百六十九条第二項に改める。

環境省

附則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十九号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年七月青森県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫その他」を削る。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第二条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和二十六年九月青森県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫その他」及び「法人とする」を削る。

附 則

この条例は、平成二十年十月一日から施行する。

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十号

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「第十三条第一項第三号」を「第十三条第一項第四号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年十月一日から施行する。

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年六月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十一号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「第三十五条の五第六号」を「第三十五条の五第五号」に改める。

第三十五条第一項第七号中「第三十七条の十一第一項」を「第三十七条の十二の二第二項」に改め、同条第五項中「第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体」を「第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第六号）第七条の二第一項に規定する法人である政党等」に改める。

第三十五条の五中「ものうち」を「法人のうち」に、「行つもの」を「行つ法人」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体

第三十五条の五第四号を削り、同条第五号中「法人」を「特定非営利活動法人」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「もの」を「法人」に改め、同号を同条第五号とする。

第三十六条の二中「寄附金控除額」を削る。

第三十九条の次に次の一条を加える。

(所得割に係る寄附金税額控除)

第三十九条の二 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額)が五千円を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が五千円を超える場合に於ては、当該百分の四に相当する金額に法第三十七条の二第二項に規定する特例控除額を加算した金額。以下この条において「控除額」という。)をその者の第三十七条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一 法第三十七条の二第一項第一号に掲げる寄附金

二 法第三十七条の二第二項第二号に掲げる寄附金

三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金(同条第三項及び租税特別措置法第四十一条の十八の三の規定により特定寄附金と

みなされるものを含む。)のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として規則で定めるもの

第四十条中「前条」を「前二条」に改める。

第四十条の二中「前二条」を「前三条」に改める。

第五十五条の十九中「いう。」の下に「又は租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等（次条において「上場株式等の配当等」という。）を加える。

第五十五条の二十中「国外特定配当等」の下に「又は上場株式等の配当等」を加える。

第五十六条第一項第一号口中「投資法人及び」を「投資法人、」に改め、「特定目的会社」の下に「並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）」を加える。

第九十三条の八第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に、「本条」を「この条」に改める。

第九十六条の二第二項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

附則第三条の二の次に次の一条を加える。

（公益法人等に係る県民税の課税の特例）

第三条の二の三 当分の間、租税特別措置法第四十条第三項後段（同条第六項から第九項までの規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第三項に規定する公益法人等（同条第六項から第九項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）

を同条第三項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、政令附則第三条の二の三第一項に規定するところにより、これに同法第四十条第三項に規定する財産（同条第六項から第九項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の

金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

附則第三条の三第一項第二号中「第三十九条及び第四十条」を「及び第三十九条から第四十条まで」に改め、「第四条の六第一項」の下に「並びに法附則第五条の五第一項」を加え、同項第三号中「第三百十四条の六及び第三百十四条の七」を「及び第三百十四条の六から第三百十四条の八まで」に、「及び第五条の四第六項」を「第五条の四第六項及び第五条の五第二項」に改め、同条第二項中「前二条」を「前三条」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

附則第三条の三の二を削る。

附則第四条の三第二項中「おける」の下に「第四十条及び」を加え、「同条」を「第四十条」に、「前二条」を「前二条並びに附則第四条の三第一項」と、第四十条の二中「前三条」とあるのは「前三条」に改める。

附則第四条の四及び第四条の五を次のように改める。

第四条の四及び第四条の五 削除

附則第四条の六第二項中「おける」の下に「第四十条及び」を加え、「同条」を「第四十条」に、「前二条」を「前二条並びに附則第四条の六第一項」と、第四十条の二中「前三条」とあるのは「前三条」に改める。

附則第五条第一項中「平成二十一年度」を「平成二十四年度」に、「である場合」を「（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が二千頭以内である場合に限る。）」に改め、同条第二項中「同項に規定する」を削り、「ものが」を「もの又は

免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が」に改め、「第三十四条」の下に「並びに法附則第五条の五第一項」を加え、同条第三項中「前二条」を「前三条」に、「第五条の四第六項」を「第五条の五第二項」に改める。

附則第六条の二を次のように改める。

(上場株式等に係る配当所得に係る県民税の特例)

第六条の二 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等の配当等（以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度の県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第三十二条第十三項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、第三十六条及び第三十七条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額（上場株式等に係る配当所得の金額（第三項第一号の規定により読み替えて適用される第三十六条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第四条の三第一項の規定は、適用しない。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得の金額について第三十六条及び第三十七条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第三十六条の二の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第六条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

二 第三十九条から第四十条の二まで並びに附則第四条の三第一項及び第四条の六第一項の規定の適用については、第三十九条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第六条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十九条の二前段、第四十条及び第四十条の二並びに

附則第四条の三第一項及び第四条の六第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第六条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十九条の二後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第六条の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第四条の三第一項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第六条の二第一項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同項の規定の適用を受けようとするものに限る。）」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第六条の二第一項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額の合計額」とする。

三 附則第三条の三第一項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第六条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第六条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第六条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第三号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第三十三条の二第五項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

附則第六条の三第三項第二号中「これらの規定」を「第三十九条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第六条の三第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十九条の二前段、第四十条及び第四十条の二並びに附則第四条の三第一項及び第四条の六第一項」に改め、「の所得割の額」との下に、「第三十九条の二後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第六条の三第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とを加える。

附則第七条第三項第二号中「これらの規定」を「第三十九条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第七条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十九条の二前段、第四十条及び第四十条の二並びに附則第四条の三第一項及び第四条の六第一項」に改め、「の所得割の額」との下に、「第三十九条の二後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第七条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とを加

える。

附則第八条第四項第二号中「これらの規定」を「第三十九条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十九条の二前段、第四十条及び第四十条の二並びに附則第四条の三第一項及び第四条の六第一項」に改め、「の所得割の額」との下に、「第三十九条の二後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と」を加える。

附則第八条の二第一項中「及び附則第八条の二の三第一項」を削り、同条第四項第二号中「これらの規定」を「第三十九条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第八条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十九条の二前段、第四十条及び第四十条の二並びに附則第四条の三第一項及び第四条の六第一項」に改め、「の所得割の額」との下に、「第三十九条の二後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第八条の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と」を加える。

附則第八条の二の二中「及び次条第一項」を削る。

附則第八条の二の三を次のように改める。

第八条の二の三 削除

附則第八条の二の三の次に次の一条を加える。

(源泉徴収選択口座内配当等に係る県民税の配当割の徴収時期等の特例)

第八条の二の三の二 租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座が開設されている第五十五条の十九に規定する特別徴収義務者が、法附則第三十五条の二の五第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等につき、第五十五条の二十の規定に基づき県民税の配当割を徴収する場合における第三十五条第一項第六号、第五十五条の十九及び第五十五条の二十の規定の適用については、同号及び第五十五条の十九中「受

けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の一月一日」と、第五十五条の二十中「属する月の翌月十日」とあるのは「属する年の翌年一月十日（政令附則第十八条の四の二第二項において読み替えて準用する政令第九条の二十第一項各号に掲げる場合にあつては、同項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に規定する日）」とする。

附則第八条の二の四の見出し中「譲渡損失の」の下に「損益通算及び」を加え、同条第二項を削り、同条第一項中「第三十五条の二の六第一項」を「第三十五条の二の六第五項」に、「同条第二項」を「同条第六項」に、「第十八条の五第一項」を「第十八条の五第四項」に、「を限度として」を「及び附則第六条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として」に、「の計算上」を「及び上場株式等に係る配当所得の金額の計算上」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

4 国民税の所得割の納税義務者について、法附則第三十五条の二の六第一項の規定の適用がある場合には、当該納税義務者の平成二十二年度分以後の各年度分の同条第二項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額は、附則第八条の二第一項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第六条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における附則第六条の二の規定の適用については、同条第一項中「配当所得の金額（以下）」とあるのは、「配当所得の金額（附則第八条の二の四第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下）」とする。

4 前項の規定の適用がある場合における附則第六条の二第一項及び第二項並びに第八条の二第一項から第三項までの規定の適用については、附則第六条の二第一項中「配当所得の金額（以下）」とあるのは「配当所得の金額（附則第八条の二の四第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下）」と、附則第八条の二第一項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第八条の二の四第三項の規定の適用がある場合には、

その適用後の金額とし、「とする。

附則第八条の二の六を次のように改める。

第八条の二の六 削除

附則第八条の二の七第二項第二号中「これらの規定」を「第三十九条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第八条の二の七第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十九条の二前段、第四十条及び第四十条の二並びに附則第四条の三第一項及び第四条の六第一項」に改め、「の所得割の額」との下に、「第三十九条の二後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第八条の二の七第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と」を加える。

附則第十六条に次の一項を加える。

2 狩猟税の納税義務者は、前項の税率の適用を受ける者である場合においては、第二百十九条第一項の狩猟税申告書を提出する際に、前項の税率の適用があるべきことを証する書類を提示しなければならない。

附則に次の二条を加える。

(旧民法第三十四条の法人から移行した法人に係る不動産取得税の特例)

第十七条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて同法第百六条第一項（同法第百二十一條第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないものについては、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第九十三条の八の規定を適用する。

(地方法人特別税の創設に係る法人の事業税の税率の特例)

第十八条 平成二十年十月一日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）についての第六十条及び附則第八条の五の規定の適用については、第六十条第一項第一号八の表中「百分の三・八」とあるのは「百分の一・五」と、「百分の五・五」とあるのは「百分の二・二」と、「百分の七・二」とあるのは「百分の二・九」と、同項第二号の表中「百分の五」とあるのは「百分の二・七」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、同項第三号の表中「百分の五」とあるのは「百分の二・七」と、「百分の七・三」とあるのは「百分の四」と、「百分の九・六」とあるのは「百分の五・三」と、同条第二項中「百分の一・三」とあるのは「百分の〇・七」と、同条第三項第一号八中「百分の七・二」とあるのは「百分の二・九」と、同項第二号中「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、同項第三号中「百分の九・六」とあるのは「百分の五・三」と、附則第八条の五中「第六十条第一項第二号」とあるのは「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、「百分の七・九」とあるのは「百分の四・三」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、附則第十六条に一項を加える改正規定及び附則に二条を加える改正規定（附則第十八条に係る部分に限る。）並びに附則第二十三項の規定は平成二十年十月一日から、第三条第一項第五号、第三十五条第五項、第三十五条の五、第五十六条第一項第一号口、第九十三条の八第一項及び第九十六条の二第二項の改正規定並びに附則に二条を加える改正規定（附則第十七条に係る部分に限る。）並びに附則第二十項から第二十二項までの規定は同年十二月一日から、第三十五条第一項第七号の改正規定並びに附則第四条の四及び第四十条の五の改正規定並びに附則第八条の二の六の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は平成二十一年一月一日から、第五十五条の十九及

び第五十五条の二十の改正規定並びに附則第五条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「第三十四条」の下に「並びに法附則第五条の五第一項」を加える部分を除く。）、附則第六条の二の改正規定、附則第八条の二の三の次に一条を加える改正規定及び附則第八条の二の四の改正規定並びに附則第八項から第十四項までの規定は平成二十二年一月一日から、附則第八条の二第一項、第八条の二の二及び第八条の二の三の改正規定並びに附則第十五項から第十九項までの規定は平成二十二年四月一日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

2 平成二十一年一月一日前に支払を受けるべき改正前の青森県県税条例（以下「改正前の条例」という。）（附則第四条の五に規定する特定配当等については、なお従前の例による。

3 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）（第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「新法」という。）（第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等（租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第四条の二第九項又は第四条の三第十項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る改正後の青森県県税条例（以下「改正後の条例」という。）（第五十五条の十七の規定の適用については、同条中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。

4 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に行われる新法第七十一条の五十一第二項に規定する対象譲渡等に係る改正後の条例第五十五条の二十六の規定の適用については、同条中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。

5 改正後の条例第三十九条の二の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成二十年一月一日以後に支出する同条各号に掲げる寄附金について適用する。

6 平成二十一年度から平成二十六年までの各年度分の個人の県民税についての改正後の条例第三十九条の二の規定の適用については、同条第三号

中「第四十一条の十八の三」とあるのは、「第四十一条の十八の三並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）附則第十五条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十八の二第一項」とする。

7 改正後の条例附則第三条の二の三の規定は、租税特別措置法第四十条第二項又は第三項の規定による同条第一項後段の承認の取消しが平成二十年十二月一日以後にされる場合について適用する。

8 改正後の条例附則第五条第一項及び第二項の規定は、平成二十二年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、改正前の条例附則第五条第一項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成二十一年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

9 県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき改正後の条例附則第六条の二第一項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一 上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・二に相当する金額

二 上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 一万二千円

ロ 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から百万円を控除した金額の百分の二に相当する金額

10 前項の規定の適用がある場合における改正後の条例附則第六条の二第三項の規定の適用については、同項第一号中「附則第六条の二第一項」とあるのは、「附則第六条の二第一項（青森県県税条例の一部を改正する条例（平成二十年六月青森県条例第五十一号）附則第九項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）とする。

11 改正後の条例附則第八条の二の四第一項又は第三項の規定の適用がある場合における附則第九項の規定の適用については、同項中「同項前段の規定により」とあるのは、「改正後の条例附則第八条の二の四第二項又は第四項の規定により読み替えられた改正後の条例附則第六条の二第一項前段の規定により」とする。

12 改正後の条例附則第八条の二の三の規定は、平成二十二年一月一日以後に県民税の納税義務者が交付を受ける同条に規定する源泉徴収選択口座内配当等について適用する。

13 改正後の条例附則第八条の二の四の規定は、平成二十二年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の県民税に係る改正前の条例附則第八条の二の四第一項の規定による譲渡所得等の金額の計算については、なお従前の例による。

14 平成二十二年一月一日から同年三月三十一日までの間における改正後の条例附則第八条の二の四第四項の規定の適用については、同項中「第二項並びに」とあるのは「第二項」と、「の規定の適用については」とあるのは「並びに第八条の二の三第一項の規定の適用については」と、「とあるのは」と、附則第八条の二の三第一項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（附則第八条の二の四第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする」とする。

15 県民税の所得割の納税義務者が平成二十一年一月一日前に行った改正前の条例附則第八条の二の三第一項に規定する上場株式等の譲渡に係る同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する平成二十一年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

16 県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に新法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新法附則第三十五条の二の二第二項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、改正後の条例附則第八条の二第一項前段の規定により同項前段に規定す

る株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法施行令及び
国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十二号）附則第三条第十三項の規定により計算した金額（以下
この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する県民税の所得割の額は、改正後の条例附則第八条の二第一項前段
の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額とする。

一 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される改正後の条例附則第八
条の二第四項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第三十六条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。以下こ
の項において同じ。）が五百万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の百分の一・二に相当する金額

二 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が五百万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 六万円

ロ 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から五百万円を控除した金額の百分の二に相当する金額

17 前項の規定の適用がある場合における改正後の条例附則第八条の二第四項の規定の適用については、同項第一号中「の金額」とあるのは、「の金
額（当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち青森県県税条例の一部を改正する条例（平成二十年六月青森県条例第五十一号）附則第十六項に規
定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除
した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額）」とする。

18 改正後の条例附則第八条の二の四第三項の規定の適用がある場合における附則第十六項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあ
るのは、「計算した金額（改正後の条例附則第八条の二の四第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

19 改正後の条例附則第八条の二の五第二項の規定の適用がある場合における附則第十六項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあ

るのは、「計算した金額（改正後の条例附則第八条の二の五第二項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

（不動産取得税に関する経過措置）

20 平成二十年十二月一日前の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第三十八条の規定による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号。以下「旧民法」という。）第三十四条の法人による不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（不動産取得税減免条例の一部改正）

21 不動産取得税減免条例（昭和三十年十二月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改める。

第五条中「民法第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改める。

附則に次の一項を加える。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて同法第百六条第一項（同法第百一十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないものについては、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第四条及び第五条の規定を適用する。

（不動産取得税減免条例の一部改正に伴う経過措置）

22 平成二十年十二月一日前の旧民法第三十四条の法人による不動産の取得に対して課する不動産取得税の減免については、なお従前の例による。

（青森県税の特別措置に関する条例の一部改正）

附則第四項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の一項を加える。

（半島振興対策実施地域等における法人の事業税に係る不均一課税の税率の特例）

- 4 半島振興対策実施地域及び原子力発電施設等立地地域における不均一課税に係る平成二十年十月一日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税については、第十三条第一項第一号の表のイ及び第十六条第一項第一号の表のイ中「百分の一・九」とあるのは「百分の〇・七五」と、「百分の二・七五」とあるのは「百分の一・一」と、「百分の三・六」とあるのは「百分の一・四五」と、「百分の二・八五」とあるのは「百分の一・二五」と、「百分の四・一二五」とあるのは「百分の一・六五」と、「百分の五・四」とあるのは「百分の二・一七五」と、「百分の三・三二五」とあるのは「百分の一・三二五」と、「百分の四・八二五」とあるのは「百分の一・九二五」と、「百分の六・三」とあるのは「百分の二・五三七五」と、「百分の二・五三七五」と、「百分の二・一七五」と、「百分の六・三」とあるのは「百分の二・五三七五」と、「第十三条第一項第一号の表の八及び第十六条第一項第一号の表の八中「百分の二・五」とあるのは「百分の一・三五」と、「百分の三・三」とあるのは「百分の一・八」と、「百分の三・七五」とあるのは「百分の二・〇二五」と、「百分の四・九五」とあるのは「百分の二・七」と、「百分の四・三七五」とあるのは「百分の二・三六二五」と、「百分の五・七七五」とあるのは「百分の三・一五」と、「第十三条第一項第一号の表の水及び第十六条第一項第一号の表の水」中「百分の二・五」とあるのは「百分の一・三五」と、「百分の三・一五」と、「第十三条第一項第一号の表の水」中「百分の二・五」とあるのは「百分の一・三五」と、「百分の三・六五」とあるのは「百分の二」と、「百分の四・八」とあるのは「百分の二・六五」と、「百分の三・七五」とあるのは「百分の二・〇二五」と、「百分の五・四七五」とあるのは「百分の三」と、「百分の七・二」とあるのは「百分の三・九七五」と、「百分の四・三七

五」とあるのは「百分の二・三六二五」と、「百分の六・三八七五」とあるのは「百分の三・五」と、「百分の八・四」とあるのは「百分の四・六三七五」と、第十三条第一項第一号の表のへ及び第十六条第一項第一号の表のへ中「百分の四・八」とあるのは「百分の二・六五」と、「百分の七・二」とあるのは「百分の三・九七五」と、「百分の八・四」とあるのは「百分の四・六三七五」とする。

青森県温泉掘削許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十二号

青森県温泉掘削許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

第一条 青森県温泉掘削許可申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「掲げる事務」の下に「及び温泉法の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十一号。以下「改正法」という。）（附則第六条の規定による温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度の確認に関する事務）」を加える。

第二条に次の一号を加える。

八 改正法附則第六条の規定による温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度の確認を受けようとする者

温泉可燃性天然ガス濃度確認申請手数料 七千四百円

第二条 青森県温泉掘削許可申請手数料等徴収条例の一部を次のように改正する。

第一条中「及び温泉法の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十一号。以下「改正法」という。）（附則第六条の規定による温泉の採取の場

所における可燃性天然ガスの濃度の確認に関する事務」を削り、第七号を第十三号とし、第六号を第十二号とし、第五号を第十一号とし、同号の前に次の五号を加える。

六 法第十一条第二項において準用する法第七条の二第一項の規定による温泉のゆう出路の増掘のための施設の位置、構造若しくは設備又は増掘の方法の変更の許可に関する事務

七 法第十四条の二第一項の規定による温泉の採取の許可に関する事務

八 法第十四条の三第一項及び第十四条の四第一項の規定による温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認に関する事務

九 法第十四条の五第一項の規定による温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度の確認に関する事務

十 法第十四条の七第一項の規定による温泉の採取のための施設の位置、構造若しくは設備又は採取の方法の変更の許可に関する事務

第一条第四号中「第十一条第二項」の下に「及び第三項」を加え、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 法第七条の二第一項の規定による温泉をゆう出させるための土地の掘削のための施設の位置、構造若しくは設備又は掘削の方法の変更の許可に関する事務

第二条中第八号を削り、第七号を第十三号とし、第六号を第十二号とし、第五号を第十一号とし、同号の前に次の五号を加える。

六 法第十一条第二項において準用する法第七条の二第一項の規定による温泉のゆう出路の増掘のための施設の位置、構造若しくは設備又は増掘の方法の変更の許可を受けようとする者
温泉増掘施設等変更許可申請手数料 二万四千元

七 法第十四条の二第一項の規定による温泉の採取の許可を受けようとする者
温泉採取許可申請手数料 三万五千元

八 法第十四条の三第一項又は第十四条の四第一項の規定による温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認を受けようとする者

温泉採取許可地位承継承認申請手数料 七千四百円

九 法第十四条の五第一項の規定による温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度の確認を受けようとする者

温泉可燃性天然ガス濃度確認申請手数料 七千四百円

十 法第十四条の七第一項の規定による温泉の採取のための施設の位置、構造若しくは設備又は採取の方法の変更の許可を受けようとする者

温泉採取施設等変更許可申請手数料 二万四千円

第二条第四号中「第十一条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 法第七条の二第一項の規定による温泉をゆう出させるための土地の掘削のための施設の位置、構造若しくは設備又は掘削の方法の変更の許可を受けようとする者

温泉掘削施設等変更許可申請手数料 二万四千円

附 則

この条例中第一条の規定は平成二十年八月一日から、第二条の規定は同年十月一日から施行する。

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年六月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十三号

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十六年三月青森県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「法」を「特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二百六十六条の規定による改正前の法」に、「土地改良法施行令」を「土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百七号。以下「平成二十年改正令」という。）（附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる平成二十年改正令による改正前の土地改良法施行令」に、「政令」を「この項において「改正前の政令」に、「政令」を「平成二十年改正令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の政令」に、「政令」を「平成二十年改正令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の政令」に改める。

第五条第一項中「国営津軽北部土地改良事業、国営十三湖土地改良事業」及び「国営五戸台地土地改良事業」を削り、「政令」を「土地改良法施行令（以下「政令」という。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年六月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十四号

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和三十六年三月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第十二項」を「第十五項」に改める。

附則第四項中「政令」を「土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第四百十三号）による改正前の政令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県農用地整備事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年六月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十五号

青森県農用地整備事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例

青森県農用地整備事業特別徴収金徴収条例（平成九年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百十号）」を「独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）」に、「第八條第二項」を「第十一條第三項」に改める。

第二条第一項中「第八條第二項」を「第十一條第三項」に、「独立行政法人緑資源機構法施行令（平成十五年政令第四百三十八号）附則」を「独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令（平成二十年政令第二百二十八号）」に改め、同条第三項中「第八條第二項」を「第十一條第三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭